

貸金業統計資料集

本資料は、各財務（支）局・都道府県からの提出資料及び貸金業者が貸金業規制法第42条に基づき提出する業務報告書をもとに集計した貸金業関係の統計資料（全国ベース）であり、平成17年10月より金融庁ホームページにおいて掲載を行っているもの。

今般、17年3月末の業務報告書等に基づき、「2. 貸金業者の貸付残高の推移（P2）」、「3. 貸金業者各業態の貸付残高の推移（P3）」及び「4. 貸金業者の営業形態別業務状況（P5）」について、更新を行った。

目 次

1. 貸金業者数の推移	1
2. 貸金業者の貸付残高の推移	2
3. 貸金業者各業態の貸付金残高の推移	3
<参考> 貸金業者の業態分類	4
4. 貸金業者の営業形態別業務状況（平成17年3月末）	5
<参考> 貸金業者の営業形態別業務状況（平成16年3月末）	6
5. 貸金業者の行政処分件数の推移	7
6. 財務局・都道府県に寄せられた貸金業者に係る苦情等の件数	8

貸金業者数の推移

	平成8年3月末	平成9年3月末	平成10年3月末	平成11年3月末	平成12年3月末
財務局登録業者	1,281	1,268	1,228	1,195	1,168
都道府県登録業者	31,521	30,400	30,186	29,095	28,543
合計	32,802	31,668	31,414	30,290	29,711

	平成13年3月末	平成14年3月末	平成15年3月末	平成16年3月末	平成17年3月末
財務局登録業者	1,090	1,000	929	839	762
都道府県登録業者	27,896	26,551	25,352	22,869	17,243
合計	28,986	27,551	26,281	23,708	18,005

(注) 財務局・都道府県からの提出資料に基づき作成。

貸金業者の貸付残高の推移

(単位:億円)

	平成8年3月末	平成9年3月末	平成10年3月末	平成11年3月末	平成12年3月末
消費者向貸付残高	144,360	154,355	N. A.	163,954	174,778
事業者向貸付残高	540,960	486,860	N. A.	381,354	301,598
合 計	685,320	641,216	N. A.	545,309	476,376

	平成13年3月末	平成14年3月末	平成15年3月末	平成16年3月末	平成17年3月末
消費者向貸付残高	188,292	201,196	200,470	196,550	198,574
事業者向貸付残高	256,831	236,958	267,466	271,489	234,932
合 計	445,123	438,154	467,937	468,040	433,506

(注1) 貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

(注2) 各貸付残高については、1千万円以下の単位を切り捨てている(「消費者向貸付残高」と「事業者向貸付残高」を合わせた金額は必ずしも「合計」欄の金額とは一致しない。)

(注3) 平成10年3月末は未集計。

貸金業者各業態の貸付金残高の推移

(単位:億円、%)

	8年3月末	9年3月末	11年3月末	12年3月末	13年3月末	14年3月末	15年3月末	16年3月末	17年3月末
消費者向無担保貸金業者	64,771 (24.1)	74,833 (15.5)	89,845 (20.1)	95,948 (6.8)	106,263 (10.8)	119,341 (12.3)	120,074 (0.6)	117,169 (▲2.4)	116,720 (▲0.4)
消費者向有担保貸金業者	6,065 (▲25.8)	5,768 (▲4.9)	4,185 (▲27.4)	3,514 (▲16.0)	2,755 (▲21.6)	2,877 (4.4)	2,187 (▲24.0)	2,288 (4.6)	1,824 (▲20.3)
消費者向住宅向貸金業者	14,843 (▲5.1)	14,137 (▲4.8)	8,589 (▲39.2)	13,751 (60.1)	15,054 (9.5)	12,427 (▲17.5)	8,067 (▲35.1)	7,226 (▲10.4)	5,751 (▲20.4)
事業者向貸金業者	358,489 (▲9.0)	339,906 (▲5.2)	267,382 (▲21.3)	204,360 (▲23.6)	179,977 (▲11.9)	178,909 (▲0.6)	222,336 (24.3)	228,062 (2.6)	193,333 (▲15.2)
手形割引業者	5,527 (30.3)	4,190 (▲24.2)	4,709 (12.4)	4,272 (▲9.3)	4,274 (0.0)	3,697 (▲13.5)	2,702 (▲26.9)	2,679 (▲0.9)	2,385 (▲11.0)
クレジットカード会社	12,586 (▲0.6)	12,391 (▲1.5)	13,228 (6.8)	19,268 (45.7)	12,888 (▲33.1)	16,233 (26.0)	16,828 (3.7)	16,202 (▲3.7)	14,706 (▲9.2)
信販会社	63,222 (▲1.9)	58,461 (▲7.5)	59,979 (2.6)	54,170 (▲9.7)	62,052 (14.6)	51,917 (▲16.3)	47,702 (▲8.1)	50,870 (6.6)	53,093 (4.4)
流通・メーカー系会社	12,024 (16.6)	11,274 (▲6.2)	11,764 (4.3)	9,547 (▲18.8)	6,882 (▲27.9)	5,632 (▲18.2)	5,412 (▲3.9)	6,765 (25.0)	6,903 (2.0)
建設・不動産業者	36,236 (▲21.5)	24,907 (▲31.3)	24,262 (▲2.6)	23,774 (▲2.0)	17,841 (▲25.0)	12,085 (▲32.3)	9,248 (▲23.5)	7,313 (▲20.9)	5,507 (▲24.7)
質屋	1,212 (▲30.1)	1,359 (12.1)	1,591 (17.1)	1,279 (▲19.6)	1,341 (4.8)	988 (▲26.3)	425 (▲57.0)	437 (2.8)	240 (▲45.1)
リース会社	109,539 (▲11.7)	93,381 (▲14.8)	59,117 (▲36.7)	45,797 (▲22.5)	35,035 (▲23.5)	33,350 (▲4.8)	32,375 (▲2.9)	28,416 (▲12.2)	32,379 (13.9)
日賦貸金業者	801 (106.4)	603 (▲24.7)	652 (8.1)	691 (6.0)	754 (9.1)	694 (▲8.0)	576 (▲17.0)	607 (5.4)	660 (8.7)
合計	685,320 (▲6.6)	641,216 (▲6.4)	545,309 (▲15.0)	476,376 (▲12.6)	445,123 (▲6.6)	438,154 (▲1.6)	467,937 (6.8)	468,040 (0.0)	433,506 (▲7.4)

(注1) 貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

(注2) カッコ内の数字は対前年比伸び率(%)。

(注3) 毎年の集計対象業者数は異なっている。

(注4) 平成10年3月末は未集計。

(注5) 貸付残高については、1千万円以下の単位を切り捨てている。

貸金業者の業態分類

業 態	定 義
①消費者向無担保貸金業者	消費者向貸付残高が合計貸付残高の5割以上で、かつ、消費者向貸付残高のうち無担保（除住宅向）貸付残高が最も多いもののうち、⑥～⑫のいずれにも該当しないもの
②消費者向有担保貸金業者	消費者向貸付残高が合計貸付残高の5割以上で、かつ、消費者向貸付残高のうち有担保（除住宅向）貸付残高が最も多いもののうち、⑥～⑫のいずれにも該当しないもの
③消費者向住宅向貸金業者	消費者向貸付残高が合計貸付残高の5割以上で、かつ、消費者向貸付残高のうち住宅向貸付残高が最も多いもののうち、⑥～⑫のいずれにも該当しないもの
④事業者向貸金業者	事業者向貸付残高が合計貸付残高の5割以上で、かつ、⑤～⑫のいずれにも該当しないもの
⑤手形割引業者	事業者向貸付残高が合計貸付残高の5割以上で、かつ、事業者向貸付残高のうち手形割引残高が5割以上（日本手形協会に加盟しているものにあつては2割5分以上）のものうち、⑥～⑫のいずれにも該当しないもの
⑥クレジットカード会社	日本クレジットカード協会に加盟しているもの（⑦～⑫と重複する場合には⑥が優先する）
⑦信販会社	割賦購入あっせん業者として登録しているもの（⑧～⑫と重複する場合には⑦が優先する）
⑧流通・メーカー系会社	電気機械器具関係の公益法人、自動車関係の公益法人に加盟しているもの（関係会社が同法人に加盟している場合も含む）または、日本百貨店協会、全国月賦百貨店組合連合会、日本チェーンストア協会、日本商店連盟、日本専門店会連盟に加盟しているもの（関係会社が同協会等に加盟している場合も含む）（⑨、⑪と重複する場合には⑧が優先する）
⑨建設・不動産業者	建設・不動産関係の公益法人に加盟しているもの（⑪と重複する場合には⑨が優先する）
⑩質屋	質屋の許可を受けているもの（⑧、⑨、⑪と重複する場合には⑩が優先する）
⑪リース会社	（社）リース事業協会に加盟しているもの
⑫日賦貸金業者	日賦貸金業者として登録されているもの（⑧～⑪と重複する場合には⑫が優先する）

貸金業者の営業形態別業務状況(平成17年3月末)

業 態	業者数	消費者向貸付					事業者向貸付			合計		
		残高(百万円)	(構成比)	金利(%)	うち無担保残高(百万円)	金利(%)	残高(百万円)	(構成比)	金利(%)	残高(百万円)	(構成比)	金利(%)
消費者向無担保貸金業者	4,462	11,351,750	57.2%	24.16	10,622,133	24.68	320,339	1.4%	14.20	11,672,089	26.9%	23.88
うち大手	27	10,272,695	51.7%	24.21	9,578,790	24.76	239,375	1.0%	14.77	10,512,070	24.2%	23.99
うち大手以外	4,435	1,079,055	5.4%	23.66	1,043,343	23.90	80,964	0.3%	12.51	1,160,019	2.7%	22.89
消費者向有担保貸金業者	651	147,471	0.7%	11.58	18,309	19.35	34,972	0.1%	7.19	182,443	0.4%	10.74
消費者向住宅向貸金業者	144	567,793	2.9%	3.30	8,849	5.00	7,359	0.0%	3.62	575,152	1.3%	3.30
事業者向貸金業者	2,185	600,291	3.0%	8.44	205,993	18.03	18,733,050	79.7%	3.48	19,333,341	44.6%	3.63
手形割引業者	538	2,770	0.0%	23.21	1,946	25.51	235,762	1.0%	12.09	238,532	0.6%	12.22
クレジットカード会社	188	1,460,374	7.4%	19.36	1,439,334	19.59	10,250	0.0%	3.56	1,470,624	3.4%	19.25
信販会社	111	4,807,323	24.2%	20.56	4,339,971	22.37	502,057	2.1%	3.22	5,309,380	12.2%	18.92
流通・メーカー系会社	145	304,076	1.5%	26.16	302,882	26.20	386,236	1.6%	1.04	690,312	1.6%	12.10
建設・不動産業者	443	95,586	0.5%	11.36	24,008	19.76	455,169	1.9%	4.37	550,755	1.3%	5.58
質屋	209	7,770	0.0%	24.95	2,975	23.78	16,315	0.1%	22.03	24,085	0.1%	22.97
リース会社	137	512,263	2.6%	3.61	43,043	9.07	2,725,695	11.6%	3.25	3,237,958	7.5%	3.31
日賦貸金業者	781	0	0.0%	0.00	0	0.00	66,004	0.3%	53.73	66,004	0.2%	53.73
合 計	9,994	19,857,467	100.0%	21.21	17,009,443	23.54	23,493,208	100.0%	3.82	43,350,675	100.0%	11.78

(注1) 貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

(注2) 「消費者向無担保貸金業者」の「大手」とは、貸付残高500億円超の業者である。

(注3) 「業者数」については、貸付残高のない業者を除いたものである。

<参考>

貸金業者の営業形態別業務状況(平成16年3月末)

業 態	業者数	消費者向貸付					事業者向貸付			合計		
		残高(百万円)	(構成比)	金利(%)	うち無担保残高 (百万円)	金利(%)	残高(百万円)	(構成比)	金利(%)	残高(百万円)	(構成比)	金利(%)
消費者向無担保貸金業者	5,186	11,286,317	57.4%	24.60	10,567,466	25.15	430,644	1.6%	17.31	11,716,961	25.0%	24.34
うち大手	24	10,044,354	51.1%	24.58	9,362,194	25.17	366,213	1.3%	17.52	10,410,567	22.2%	24.33
うち大手以外	5,162	1,241,963	6.3%	24.79	1,205,272	25.03	64,431	0.2%	16.10	1,306,394	2.8%	24.36
消費者向有担保貸金業者	718	193,195	1.0%	9.87	28,008	13.81	35,632	0.1%	6.67	228,827	0.5%	9.37
消費者向住宅向貸金業者	173	709,511	3.6%	3.23	7,828	4.94	13,108	0.0%	3.29	722,619	1.5%	3.23
事業者向貸金業者	2,614	543,481	2.8%	7.16	218,657	12.37	22,262,785	82.0%	3.36	22,806,266	48.7%	3.45
手形割引業者	637	6,077	0.0%	21.47	3,869	23.73	261,908	1.0%	12.16	267,985	0.6%	12.37
クレジットカード会社	196	1,466,545	7.5%	19.99	1,459,271	20.06	153,672	0.6%	2.30	1,620,217	3.5%	18.31
信販会社	110	4,563,219	23.2%	20.57	4,221,233	21.93	523,797	1.9%	1.87	5,087,016	10.9%	18.65
流通・メーカー系会社	173	270,041	1.4%	26.10	268,726	26.14	406,504	1.5%	1.97	676,545	1.4%	11.60
建設・不動産業者	508	81,821	0.4%	13.31	28,549	19.85	649,543	2.4%	4.41	731,364	1.6%	5.40
質屋	286	19,456	0.1%	32.49	6,480	26.96	24,343	0.1%	18.91	43,799	0.1%	24.94
リース会社	143	515,393	2.6%	3.89	67,164	5.96	2,326,253	8.6%	3.52	2,841,646	6.1%	3.59
日賦貸金業者	805	0	0.0%	0.00	0	0.00	60,788	0.2%	53.74	60,788	0.1%	53.74
合 計	11,549	19,655,056	100.0%	21.36	16,877,251	23.64	27,148,977	100.0%	3.78	46,804,033	100.0%	11.17

(注1) 貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

(注2) 「消費者向無担保貸金業者」の「大手」とは、貸付残高500億円超の業者である。

(注3) 「業者数」については、貸付残高のない業者を除いたものである。

貸金業者の行政処分件数の推移

(単位:件)

		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	
財務局登録貸金業者	処分事由	業務停止 (法第36条)	12	7	4	11	5
		登録取消し (法第37条)	4	1	1	1	3
		所在不明者の登録取消し (法第38条)	3	2	0	1	0
	処分件数計		19	10	5	13	8
都道府県登録貸金業者	処分事由	業務停止 (法第36条)	3	0	26	34	449
		登録取消し (法第37条)	55	61	95	187	504
		所在不明者の登録取消し (法第38条)	53	81	172	322	651
	処分件数計		111	142	293	543	1,604
計	処分事由	業務停止 (法第36条)	15	7	30	45	454
		登録取消し (法第37条)	59	62	96	188	507
		所在不明者の登録取消し (法第38条)	56	83	172	323	651
	処分件数計		130	152	298	556	1,612

(注1) 財務局・都道府県からの提出資料に基づき作成。

(注2) 表中の「法」とは、貸金業の規制等に関する法律のことである。

財務局・都道府県に寄せられた貸金業者に係る苦情等の件数

(単位:件)

		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度					平成16年度					
		計	計	計	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	計	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	計	
苦情受付件数		41,198	48,707	73,618	20,082	19,905	17,820	19,626	77,433	14,204	14,302	13,923	13,889	56,318	
	うち無登録業者に係るもの	—	—	5,846	7,476	7,762	6,551	4,442	26,231	3,704	4,295	4,499	4,524	17,022	
苦情の内容	債務整理に係るもの	14,630	15,648	16,519	4,862	4,882	4,717	4,958	19,419	3,892	3,675	3,069	2,845	13,481	
	法令等違反に係るもの以外のもの	保証契約(保証業者)	—	—	—	65	35	34	62	196	55	64	45	49	213
		帳簿の開示	—	—	—	1,644	1,759	1,986	1,786	7,175	1,747	1,897	1,852	1,922	7,418
		その他	—	—	—	2,713	2,813	2,875	3,581	11,982	3,049	2,751	2,731	2,505	11,036
		小計	12,315	14,167	19,369	4,422	4,607	4,895	5,429	19,353	4,851	4,712	4,628	4,476	18,667
	法令等違反に係るもの	取立て行為	6,642	6,463	13,411	3,461	3,050	2,203	1,886	10,600	1,259	1,253	1,150	972	4,634
		契約内容	1,334	1,497	1,797	495	582	477	412	1,966	478	315	311	238	1,342
		金利	2,869	6,600	14,338	3,660	3,835	2,954	1,090	11,539	945	799	634	672	3,050
		年金担保	—	—	—	33	31	36	51	151	28	25	32	31	116
		その他	3,408	4,332	8,184	3,149	2,918	2,538	5,800	14,405	2,751	3,523	4,099	4,655	15,028
	小計	14,253	18,892	37,730	10,798	10,416	8,208	9,239	38,661	5,461	5,915	6,226	6,568	24,170	

(注1) 件数については、財務局及び都道府県が、申出者の申出内容により分類した件数を集計したものである。

(注2) 苦情受付件数及び苦情の内容については、その内容が複数にわたる場合でも延べで計上せず、主なものを1件として計上している。

(注3) 「無登録業者に係るもの」については、平成14年度第4四半期から項目が設けられた。

(注4) 「法令等違反に係るもの以外のもの」については、平成15年度から「保証契約(保証業者)」、「帳簿の開示」及び「その他」に分類された。

(注5) 「法令等違反に係るもの以外のもの」の「その他」の例としては、「業者または担当者の対応が悪い」、「一括返済に応じない」、「借入または保証人になった覚えがない」、「契約内容がわからない」、「業者への指導・監督の強化を求める」、「信用情報機関のデータの修正をするよう指導を求める」、「登録の有無、信用できる業者か」等である。

(注6) 「法令等違反に係るもの」の「年金担保」については、平成15年度から項目が設けられた。

(注7) 「法令等違反に係るもの」の「その他」の例としては、「過剰融資」、「誇大広告」、「債権証書を返還しない」、「債権譲渡関係(通知がない)」等である。